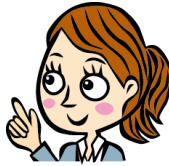


ユウカと学ぼう

日商簿記 2 級



— 会話形式だから理解がすすむ —
— 弥生カレッジCMCのWEB講座テキスト —

本質は学びません！
本質は学んだ先にある！
そして本質は実務の先にある！



受講者の声を聴きながらリアルタイムで作成します



弥生カレッジCMC出版

著者 横山 隆志・松坂優花

<本書の特徴>

本テキストはストーリー仕立てで構成しています。

～あらすじ～

パソコンの魅力に魅せられ、若くして起業した頑張り娘の守里リカ

顧問の税理士事務所の若手スタッフ松坂ユウカとの出会いが、彼女の人生を劇的に変えます。この出会いがこの物語のすべての始まりです。



リカ



税理士事務所勤務
ユウカ

秋山税理士

松坂ユウカは、苦勞の末日商簿記1級を取得し税理士事務所に入りました。でも2年間も学んだ日商簿記1級の知識が仕事にはほとんど役に立たず悩んでいました。でも顧問先の社長や奥さん、従業員などとの触れ合いの中で、顧問先の役に立つには「簿記だけではダメ」「仕事に関係する様々な勉強をしないといけない」というこ

とを学びました。現在は、税法1級の資格を取得し、財務分析の力をつけるためにビジネス会計検定2級にチャレンジ中です。将来は税理士になるべく、簿記論・財務諸表論も学習中です。

経営者として成長し続けるカノン！それを支える人々！

この本は、簿記の学習を簿記の学習で終わらせないために、あえて壮大なストーリーに臨みます。皆さんも、簿記の学習を実学に結び付けて下さい！

本書でのワンポイント解説動画が確認できます

<http://www.kaikei-soft.net/sakura/support.html>

目次

1	株式会社の設立・増資
2	財務諸表の理解
3	配当と積立金
4	銀行勘定調整表
5	商品売買
6	手形と電子記録債権
7	有形固定資産 1
8	有形固定資産 2
9	リース会計
10	研究開発費と無形固定資産
11	有価証券 1
12	有価証券 2
13	引当金
14	サービス業の処理
15	外貨建て取引
16	法人税・消費税
17	税効果会計
18	決算＋帳簿の締切
19	本支店会計
20	製造業会計

21	連結会計 1
22	連結会計 2
23	連結会計 3

CHAPTER01 株式会社の設立・増資

(1)株式会社の設立



守里リカは個人事業主としてパソコンの販売を行っていた。仕事は順調でスタッフも増えてきたので取引先のすすめで株式会社ドリームコンピュータを設立することにした。友人の秋山美奈子税理士に相談したところ、結構複雑な手続きであることがわかった。手続きは司法書士の坂瀬太郎に任せる事にした。

坂瀬「法人にするには、まず登記をしないとけません。公証人役場で定款を認証してもらい、そのあと……」

守里「先生・・・急にまくしたてられても、難しすぎてわかりません。とにかく資本金 1,000,000 円で会社をつくりたいんです」

坂瀬「すみませんでした。では手続きは私の方で実施しておきます。出資してくれる人に株式を渡さなければならぬので株券を印刷しておいて下さい」

守里「わかりました」

<参考>

実際には個人事業主が会社を設立するときに出資してくれる人がいるケースは少ないので代表者自身が出資するケースが多いです。簿記の学習では出資者がいる前提の方が説明しやすいので、上記のような設定にしています。

そして数日後、無事会社の登記も済み、資本金として銀行に保管されていたお金を、株式会社（法人）の預金として振り替えました。

守里「秋山先生、弥生会計に入力しないといけないんですよね」

秋山「そうですね弥生会計にはこの仕訳を入力しておいておいて下さい」

守里「はい」

守里はいつも優しい秋山税理士が大好きだった。将来はこんな女性になりたいといつも憧れていた。

<仕訳>

普通預金 1,000,000 / 資本金 1,000,000

秋山「守里さん、会社法って知ってる？」

守里「聞いたことはあります」

秋山「会社法では、出資額のうち半分までは資本金にしないこともできるのよ」

守里「え？」

秋山「1,000,000 円のうち資本金を 500,000 円に押さえて、残りを資本準備金という科目で処理することができるの。その場合の仕訳はこんな感じね。」

<仕訳>

普通預金 1,000,000 / 資本金 500,000

資本準備金 500,000

<リカの素朴な疑問>

なんで資本金をわざわざ少なく設定するんだろう。

<秋山先生の回答>

簡単に言うと資本金の金額で税金が安くなったり、国から補助金を受けることができるからですね。例えば資本金 1 億円以下の中小企業者等（法人税法での呼び方）の場合は 300,000 円未満のパソコンなどを購入したときに経費で処理する（税法では損金と呼びます）ことができるから税金が安くなるの。

<参考：原則処理と容認処理>

簿記では容認処理という言葉がよく出てきます。イメージとしては例外処理と考えれば良いでしょう。出資額が 1,000,000 円のケースでは次のようになります。

・原則処理

普通預金 1,000,000 / 資本金 1,000,000

・容認処理

普通預金 1,000,000 / 資本金 500,000

資本準備金 500,000

普通預金 1,000,000 / 資本金 800,000

資本準備金 200,000

試験での問われ方

<株式会社の設立>

CMC株式会社の設立にあたり、発行可能株式総数10,000株のうち3,000株を1株当たり¥2,800の価額で発行し、その全額の引受けと払込金は当座貯金とした。なお、払込金の7割の金額を資本金とする。また発起人は諸費用30,000円を支払っていたので、現金で精算した。

当座預金	8,400,000	資本金	5,880,000
		資本準備金	2,520,000
創立費	30,000	現金	30,000

気をつけよう→試験では容認処理が出題されることが多いので、「会社法の最低額を資本金とした」という指示がないときにも容認処理で答える人が多いです。指示がないときは原則処理を行うこととなります。問題はしっかり読んでください。

発行可能株式総数：定款に記載した数

実際発行数：最低 1/4 である必要がある

(2 株式の発行費用)

守里「秋山先生、証券会社から株式発行手数料が 10,000 円引き落とされているんですが、どの科目で処理すればいいですか？」

秋山「ごめん、ごめん話していなかったわね。株式交付費という科目があるんだけど、会社の設立時には創立費という科目で処理をするのよ。株式交付費は増資の時に説明するわね」

守里「わかりました。では弥生会計に次のように入力しておきます」

<仕訳>

創立費 10,000 / 普通預金 10,000

(3)増資の処理

守里「先生、会社つくったばかりだけど、将来はもっと大きくしたい。でも自分1人の力では無理だから、誰かスポンサーになってくれないかな？」

秋山「守里さん、あきらめなければ夢はかなうのよ。私の主人が大好きな高橋尚子選手が金メダルをとったときの言葉よ。」

守里「わかりました。あきらめずに夢を追いかけます」

秋山「ところで今の話だけど、会計や法律の世界ではスポンサーのことを出資者（株主）というのよ。そして今より規模を大きくするために増資という手続きをとることがあるの。でも手続きは設立のときとほとんど同じだから心配しないでね。今回お世話になった石川証券の石田遼くんが挨拶に伺いたいといってたので、その時に詳しく聞けばいいわ」

そして数日後

石田遼「こんちは。秋山先生から聞きました。増資に興味があるようですね。」

守里「でも、まだまだ先の話ですよ」

石田遼「いいですね。夢を持つって。でも増資の仕組み

を先にしておくことは経営者としては大事なことだ
と思います。簡単に説明しますね」

石田さんの説明を要約すると・・・

- ①1株 1,000 円で 100 株を募集の広告をする
- ②120 株の申込が入った（120,000 円の証拠金＝新株式
申込証拠金）
- ③とりあえず引き出し禁止の預金にしておく（別段預金）
- ④抽選で当たった人に株券を、外れた人には返金をする
- ⑤引出禁止の預金が使えるようになった
- ⑥証券会社に手数料を 1,000 円支払った
これを仕訳にしてみましよう

①広告だけなので、仕訳はありません（ここでは広告費は考えないことにします）

②③別段預金 120,000／新株式申込証拠金 120,000

④⑤

当たった人

普通預金 100,000／別段預金 100,000

新株式申込証拠金 100,000／資本金 100,000

外れた人

新株式申込証拠金 20,000／別段預金 20,000

⑥株式交付費 1,000／現金 1,000